

【JIC】価格改定と登録日のズレに対する対応

2026年3月8日より価格改定が行われますが
以下のようにお客様の登録日と代理店様の登録日のズレが生じた場合
どのような対応となるのか、疑問を持たれた方も多いかもかもしれません。

- ・お客様からの申込み登録は3月7日に行われた。
- ・ただ、それが就業時間外だったため、代理店様からの登録が3月8日になった。
- ・もしくは、日曜が休みだったため、代理店様からの登録が3月9日（月）になった。

上記の内容について、マネジメントと話し合いをし
以下のように対応することを決定しました。

**お客様の登録が3月7日の23:59までに行われていれば
仮に代理店様からJICへの登録が3月8日か9日になった場合でも旧料金として認める。**

ただし、以下の条件は設けます。

- ・代理店様は、お客様からの3月7日に登録であったことを証明する必要がある。
- ・加えて、代理店様からのJICへの登録は、遅くとも9日中に行う必要がある。
- ・上記の条件以外は認められず、新料金での対応となる。

土日はお休みの代理店様もあると思いますので
上記のような対応策を整えました。

いずれにせよ、旧料金で案内するには、
お客様が3月7日までに御社に登録しなければいけないことに
変わりはありませんので、その点ご承知おき下さいませ。

もし本対応に関して疑問や質問がある場合は
お気軽にお問い合わせ頂けましたら幸いです。

何卒宜しくお願い申し上げます。